改正後	改正前
附　則 **第六条**　介護等特定活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）に従事した者（以下「介護等特定活動従事者」という。）を雇用する者又は雇用しようとする者が、当該介護等特定活動従事者に係る技能実習計画（介護職種に係るものに限る。）を作成し、当該技能実習計画について法第八条第一項の認定の申請をした場合においては、第十条第二項第三号トの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。	附　則 （新設）

ト　第三号技能実習に係るものである場合にあっては、第二号技能実習の終了後本国に一月以上帰国してから第三号技能実習を開始するものであること。	ト　第一号技能実習に係るものである場合にあっては介護等特定活動（法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める活動をいう。）の終了後、第三号技能実習に係るものである場合にあっては第二号技能実習の終了後、それぞれ本国に一月以上帰国してから第一号技能実習又は第三号技能実習を開始するものであること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第八号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十五条の規定に基づき、健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により夕張市から報告を受けた財政再生計画の内容及び健全化法第十条第六項の規定による協議の結果を次のとおり公表する。

平成三十年一月九日

総務大臣　野田　聖子

一　健全化法第九条第三項において準用する同条第二項の規定により報告を受けた財政再生計画の内容

財政再生計画書（平成29年度第5次（12月）変更後）

第1　再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析：変更前に同じ

第2　計画期間：変更前に同じ

第3　財政再生の基本方針：変更前に同じ

第4　財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額：変更前に同じ

第5　歳入歳出年次総合計画

1　一般会計等の実質収支

(1)　一般会計：次のとおり変更する

（単位：千円）

区分＼年度	計画初年度の前年度（平成20年度）			財政再生計画を策定した年度（初年度）			平成22年度（第2年度）			平成23年度（第3年度）			平成24年度（第4年度）		
歳入	歳入額	一般財源	税	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額	歳入額	一般財源	一般財源の前年度対比増減額
1　地方税	1,009,387	1,009,387	1,009,387	934,696	934,696	△ 74,691	957,303	957,303	22,607	935,940	935,940	△ 21,363	889,832	889,832	△ 46,108
2　地方譲与税	86,053	86,053	86,053	81,101	81,101	△ 4,952	78,338	78,338	△ 2,763	76,179	76,179	△ 2,159	71,450	71,450	△ 4,729
3　地方交付税	4,423,071	4,423,071	4,423,071	4,680,065	4,680,065	256,994	5,317,657	5,317,657	637,592	5,235,384	5,235,384	△ 82,273	5,266,367	5,266,367	30,983
4　国都道府県支出金	1,122,970	71,518	1,369,798	211,209	139,691	1,603,436	52,750	△ 158,459	1,577,868	24,894	△ 27,856	1,605,004	18,890	△ 6,004	
5　繰入	26,159	10	86,977	0	△ 10	38,581	3,883	3,883	579,534	542,726	538,843	252,144	205,530	△ 337,196	